

議案第88号

北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園規約の一部変更について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第5条の規定により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正されたことに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園規約を別紙のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成23年11月29日提出

加西市長 西 村 和 平

北播肢体力不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園規約の一部を改正する規約

北播肢体力不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園規約(昭和41年兵庫県指令地第5017号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約

第1条中「北播肢体力不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園」を「北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園」に改める。

第3条を次のように改める。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、障害児を保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練及び治療を行うための施設を設置し、当該施設の管理及び運営に関する事務を共同で処理する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

(審議資料)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律第5条の規定により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正されたことに伴い、「肢体不自由児施設」（通所によるもの）が他の通所による障害児施設とともに「児童発達支援センター」に一元化することとされたことから、北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園規約の一部を変更するにつき、議会の議決を求めるもの。